

第 1833 回 (11 月 28 日)

ドイツにおける農業環境政策の展開

——「アジェンダ 2000」以降
の動きを中心に——

市田 (岩田) 知子

1. 農業環境政策とその背景

EU では 1993 年に始まる農政改革 (マクシャリー改革) 以降, 農業者に対して環境負荷を減らすよう働きかける政策, 農業環境政策が進められている。農業環境政策の詳細な内容は各国政府, 各州政府が定め, その支出の一部は EU が負担するようになっている。

さて, 「アジェンダ 2000」(1997 年 7 月) とその合意 (99 年 3 月) に基づく新しい農政改革により, EU では 2000 年 1 月から農産物の価格支持がさらに削減され, 直接支払いの比重が増大するとともに, すべての直接支払いに対して最低限の環境への配慮 (「適切な農業活動」) が義務づけられている。「適切な農業活動」は, EU が WTO 交渉の中で現行の直接支払いを可能な限り「緑の政策」として維持し, 輸出相手国に対し農業の多面的機能 = ヨーロッパ農業モデルを主張するための戦略の一つであるとも言える。

このような動きの背景には, マクシャリー改革による価格引き下げ補償のための直接支払いが大規模経営ほど多く支払われ, 過剰解消, 環境負荷軽減という点では疑わしいという反省がある。今回の改革に際して, EU は当初, 1 経営あたりの受給上限設定を導入しようとしたが, 旧東独の大規模経営の損失を避けようとするドイツが強硬に反対した。結局直接支払いを削減し, その分を農業環境政策, 農村地域政策に回すという「モジュレーション」を, 加盟国の裁量により導入するという線に落ち着き, この「モジュレーション」がイギリス, フランスでは実施されている。

2. ドイツにおける農業環境政策の展開

以上のように, ドイツは直接支払いの削減

に強硬に反対する一方で, 80 年代半ば以降, EU の農業環境政策を先導している。連邦政府は, 「アジェンダ 2000」に対応して, 農業環境政策についてのガイドラインを刷新した。それによれば, 農業環境政策は, ①有機農業, ②粗放的な草地利用, ③果樹作などでの除草剤の使用中止, ④長期間の休耕を支援するものであるが, 農業者が直接支払いを受けるのは, たとえば化学肥料や農薬の使用を全面的に中止するなど, 「適切な農業活動」を上回る場合のみとされる。「適切な農業活動」については, たとえば肥料法などの法律により, 家畜から生じる窒素肥料の散布量や散布時期が規定されており, これに反すると罰金が科される。つまり汚染者負担原則である。

ドイツの各州はそれぞれ特徴のある農業環境政策を実施している。州の農業環境政策もまた「アジェンダ 2000」に対応して, 2000 年に刷新された。たとえば, バーデン・ヴュルテンベルク州の農業環境政策 (MEKA II プログラム) には, 定期的な土壌検査, 益虫利用や個体数管理による果樹害虫駆除, 農薬散布の機具指定, 除草剤の全面的な不使用など, 環境負荷をより少なくするようなメニューが加わっている。このように農業環境政策が形成され, 継続的に行われる背景には, EU に対して, いかに自分たちが環境保全について実績を挙げてきたかをアピールする州政府や農民連盟の執拗な働きかけがうかがえる。

以上のような政策の動きと並んで注目されるのは, 有機農業経営が増加し, 地域の生態系や景観を守る市民活動が広がっていることである。有機農業経営は, ドイツの場合, 98 年の時点で総経営数の 2 % 弱に過ぎず, 今後の伸長は直接支払いなど生産者に対する助成措置, 消費者の意識や行動, スーパーなどの流通・販売業者の対応にかかっている。また, 地域の景観や生態系の保全を行う「景観保全組合」は, 全国に約 400 あり, 環境保護団体や都市住民の協力を得ている。